

職員苦情相談制度のお知らせ

人事委員会には、職員の皆さんの勤務条件その他人事管理に関する苦情相談窓口を設置しております。

1 相談することができる職員

- 一般職の職員本人（労務職員、企業職員、特別職の職員は対象外）
- ※ 離職者は、離職又は再任用に関する苦情相談のみ可
- ※ 臨時的任用職員、会計年度任用職員も対象

2 相談の対象

- 勤務条件その他人事管理に関する苦情の申出及び相談
- 職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理の全般に関すること
- ※ 相談者である職員本人に関するものに限ります。

3 相談方法

人事委員会事務局の職員相談員が相談に応じます。
面談、電話、手紙、電子メールのうち、いずれの方法でも相談できます。
なお、より適切な相談対応のため、面談や電話での相談を希望される場合は、可能な限り事前に、「職員苦情相談申込書」（専用様式）に記入の上、電子メール、郵送又は持参により提出してください。
また、手紙や電子メールでの相談を希望される場合でも、可能な限り専用様式を使用してください。

面談・電話 職員からの苦情相談専用電話（直 通）092-643-3949
（県庁内線）5640

- ・まずは、相談がある旨をご連絡ください。実際の相談は、その後、時間等を指定して職員相談員が対応します。
- ・面談を希望される場合も、予約してからお越しください。
- ・福岡県の職員は、面談に要する時間は職務に専念する義務の免除が認められます（公平事務受託団体の職員は、当該団体に確認してください。）。
- ・相談時間は平日の9時～17時です（事情によっては時間外の対応も可能）。

手 紙 秘密保持のため、必ず封書で「親展」と朱書の上、送付してください。
〈送付先〉〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県人事委員会事務局 職員相談員 あて

電子メール Eメール：syokuin-kujyousoudan@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県の職員で行コミが使える方は、行コミのアドレス帳からも選択できます。
利用者名簿 > 人事委員会事務局 > 職員苦情相談

※手紙、電子メールの場合は、所属、氏名、連絡先を必ず記載してください。